

## 「投資信託定時定額買付サービス規定（インターネット取引用）」

### （趣旨）

第1条 この規定は、インターネットバンキングの契約をいただいたお客さまと、株式会社静岡銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権の定時定額買付サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取扱いを定めるものです。なお、インターネットバンキングならびに郵送での取扱いについては、別に定める「投資信託定時定額買付サービス規定」（当行店頭での取扱いに関する規定）は適用されません。

### （買付ファンドの選定）

第2条 本サービスの対象となる投資信託受益権は、当行が選定するファンド（以下、「選定ファンド」といいます。）とします。選定ファンドは当行店頭と、当行インターネットバンキングならびに郵送で取扱商品が異なる場合があります。また、選定ファンドは第7条第1項各号に掲げる事由により変更となる場合があります。

2 お客さまは、選定ファンドの中から1以上のファンドを指定し、本サービスの申込みを行うものとします。（以下、指定されたファンドを「指定ファンド」といいます。）

### （申込方法）

第3条 お客さまは、次の各号のいずれかの方法により申し込みを行うものとします。

- ①指定ファンドごと当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、届出の印鑑に符号する印章により記名押印して、これを当行取扱店に提出する方法（インターネット支店を除く）
- ②インターネット経由で取寄せた当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、郵送により提出する方法
- ③指定ファンドごと当行インターネットバンキングより申込み方法

### （金銭の払込み）

第4条 当行は、提出された申込書に従い、お客さまに代わって、毎月指定された日に、指定された金額を、お客さまの指定預金口座から自動的に引き落したのち、指定ファンドの自動けいぞく投資口座に払い込むものとします。

ただし、振替指定日が、次の各号のいずれかに該当するときは自動引落しを行わず、翌営業日以降当行営業日で最初に受付可能となる日に自動引落としおよび自動けいぞく投資口座への払込みを行います。

- ①当行休業日
- ②指定ファンドの目論見書記載の買付申込みを受付しない日

2 指定された金額が、前項の引落日の前日の当行所定時間における指定預金口座の支払い可能残高を超えるときは、その回の自動引落としおよび自動けいぞく投資口座への払込みは行いません。なお、総合口座取引規定に定める当座貸越については、自動引落としにより残高が貸越となる場合は、その回の自動引落としおよび自動けいぞく投資口座への払込みは行いません。

(払戻請求書等の取扱い)

第5条 本サービスによる預金の払戻しについては、指定預金口座にかかる預金規定にかかわらず、払戻請求書および通帳等の提出または小切手の振出しを不要とします。

(買付の時期・価額)

第6条 当行は、指定された金額が自動けいぞく投資口座へ入金された日を買付約定日として、指定ファンドの投資信託受益権の買付を行います。

2前項の買付価額は、「自動けいぞく（累積）投資規定（インターネット取引用）」に定める価額とします。

(本サービスの一時停止)

第7条 当行は、次の各号に掲げる投信委託会社または当行のやむを得ない事情により、本サービスを一時的に停止することがあります。

- ①投信委託会社が、指定ファンドの財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき
- ②投信委託会社の免許取消、営業譲渡等または受託信託会社等の辞任等により、指定ファンドの買付の取扱いが停止されているとき
- ③天災地変その他不可抗力により、当行が本サービスを行うことができないとき
- ④その他当行がやむを得ない事情により本サービスを停止せざるを得ないと判断したとき

2前項の事由により、一時停止した期間にかかる自動引落としおよび自動けいぞく投資口座への払込みは、一時停止期間終了後も行いません。

(取引明細の通知)

第8条 当行は、第6条に基づく取引の明細については、取引残高報告書を3ヵ月に1回以上作成し、郵送または法令に則った電磁的方法により通知します。

(変更・解約)

第9条 お客さまが本サービスの内容を変更または解約するときは、当行取扱店へ当行所定書面の提出または当行インターネットバンキングによりお申出ください。

2お客さまが、当行所定の書面または当行インターネットバンキングをもって本サービスの変更・解約をする場合、当該変更・解約の申込みは本サービスの契約単位で行われ、その他契約の内容は変更・解約されないものとします。

3本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに、解約されるものとします。

- ①お客さまから、当行所定の書面または当行インターネットバンキングにより解約の申出があったとき
- ②お客さまが、本サービスの指定預金口座を解約したとき
- ③お客さまが、第10条第2項に定めるこの規定の変更に同意されないとき
- ④当行が指定ファンドの投資信託受益権の累積投資業務を営むことができなくなるなど、やむを得ない事情により本サービスを解約せざるを得ないと当行が判断したとき

⑤指定ファンドが償還されたとき

⑥「投資信託受益権振替決済口座管理規定」の第17条の解約事由に該当したとき

(その他)

第10条 当行は、次の各号によってお客さまに生じた損害については、その責を負いません。

①提出された書面の印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認め、本サービスの手続きを行った場合

②当行が当行所定の方法により本人確認を行ったうえで取り扱った場合

③お客さまの指定預金口座についてしずぎんカード等の紛失届が提出されていた等により、本サービスによる自動引落しまたは指定ファンドの投資信託受益権の買付が遅延した場合

④第4条第2項の定めにより、指定ファンドの買付が行われなかった場合

⑤第7条の定めにより、指定ファンドの買付が行われなかった場合

2 当行は、この規定の内容を変更する場合は、その変更事項を通知します。

この場合、所定の期日までに書面による異議の通知が当行に到達しないときは、当行変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

3 この規定に定めのない事項については、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」ならびに「自動けいぞく（累積）投資規定（インターネット取引用）」により取り扱います。

以上

(2017年9月29日改定)